

## マレーシア：マレーシアにおけるレズビアンを中心とした LGBTQ の状況に関する情報

マレーシアの「マレーシアにおけるレズビアンを中心とした LGBTQ の状況に関する情報：特に、法制度の存在、施行の有無、適用されているのか、法執行や法令順守の程度はどの程度か、実際のケースはあるか」に関する調査依頼に対し、難民研究フォーラムが規定の時間的制約の中で調査したところ、関連しうる情報として以下の情報が見つかりました。

1. マレーシアにおける性的／ジェンダー・マイノリティの国家による取扱い.....	1
(1) 性的／ジェンダー・マイノリティ、特にレズビアンに関係する法制度.....	1
(2) 性的／ジェンダー・マイノリティ、特にレズビアに対する法制度の運用、実際のケース.....	8
2. その他の関連情報.....	15
参照：.....	18
(報告等).....	18

### 1. マレーシアにおける性的／ジェンダー・マイノリティの国家による取扱い

#### (1) 性的／ジェンダー・マイノリティ、特にレズビアンに関係する法制度

ア 英国内務省「[国別政策及び情報ノート マレーシア：性的指向と性自認又はジェンダー表現、2.0 版](#)」（2024年7月）

##### 7.1 憲法及び成文法

7.1.1 憲法第 8 条は、すべての人は法律の下で平等であり、いかなる法律においても、宗教、人種、家系、出生地又はジェンダーを理由として差別してはならないと定めているが、性的指向、性自認及び性表現に基づく差別を具体的には禁止していない [注 1] [注 2] [注 3] [注 4]。

...

7.1.3 2024年4月23日に公表された米国国務省「2023年人権状況報告書：マレーシア」は、法律が「…LGBTQI+の個人、夫婦または家族を認めていない」と指摘した。[注 6]

7.1.4 マレーシア刑法は、性的指向や同性間の性行為について特に言及していないが、第 377 条において「自然の秩序」に反する行為を「不自然罪」として取扱っている。[注 7]

7.1.5 国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス協会 (ILGA) の「国家によるホモフォビア 2020年版」（2020年12月

15日)は、次のように指摘している。刑法第377条、第377A条及び第377B条において、「自然の秩序に反する性交」とは、他人の肛門または口腔への陰茎の挿入による性的接触と定義され、20年以下の禁錮刑及び／または鞭打ち刑に処せられる。さらに、第377D条は、公衆の面前または私的な場所における猥褻行為を2年以下の禁錮刑で処罰する。」[注8]

7.1.6 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) が2023年11月13日付で人権理事会普遍的定期的審査作業部会に提出した情報集録によれば、「国連カントリーチームは、刑法が合意に基づく同性間の性的関係を犯罪化し、20年の禁錮刑と強制的な鞭打ち刑を科していると述べた。文化的権利に関する特別報告者は、マレーシアに対し、同性間の性的行為及び女装を直接的・間接的に犯罪化する全ての法律を廃止するよう勧告した。」[注9]

...

## 7.2 シャリア法及び慣習法

7.2.1 マレーシアのカトリック系新聞『ヘラルド・マレーシア・オンライン』は、2017年2月の記事で、シャリア法について次のように報じた。「マレーシアのイスラム教徒は、イスラム個人・家族法によって統治されている。…マレーシア憲法第121条(1A)により、今日ではイスラム法の施行に関してシャリア裁判所に排他的管轄権が付与されている。マレーシアのシャリア法は、非イスラム教徒には適用されない。」[注10]

7.2.2 2023年5月15日に公表された米国国務省「国際宗教自由報告書2022年：マレーシア」は、次のように述べている。

「憲法は、スルタンとも呼ばれる伝統的統治者を「イスラム教の長」と規定している。国内13州のうち9州にスルタンが存在し、各州内で最高位のイスラム教権威者である。残る4州と連邦直轄地域では、国王が最高位のイスラム教権威者となる。イスラム法は各州および連邦直轄地域で施行される。マフティの職は各州に設置され、イスラム法に関するあらゆる事項においてスルタンに助言を行う。[注11]

7.2.3 国際的な人権 NGO の国際法律家委員会 (ICJ) は、2021年に発表した報告書「コロンビア、南アフリカ及びマレーシアにおける性的指向および性自認／性表現に基づく、見えざる・孤立した・無視された人権侵害」(ICJ報告書2021年)において次のように指摘した。

「シャリア刑法上の犯罪に関しては、州ごとの異なる法律が、同意の有無にかかわらず、同性間の性的行為を罰している。州ごとに法律は異なり、「犯罪」の定義は過度に曖昧かあるいは過度に広範である。犯罪の範囲は、「リワート [liwat]」(男性間の性的行為または肛門性交)、「ムサハカ [musahaqah]」(女性間の性的行為)、「自然の秩序に反する性交」(性別を問わない規定)、または同性間の性的関係に関する規定、あるいは「リワート」未遂にまで及ぶ。」

「例えば、ペリス [Perlis] (マレーシア北西部の州)における「リワット」は、1991年シャラク制定法 [Syarak Enactment 1991] の1993年第4号制定法第2条

において、「男性間または男性と女性間の肛門による性交」と定義されている。これに対し、ケダ [Kedah] (マレーシア北西部の州) における「リワット」の罪は、1988年第9号制定法「1988年シャリア刑法制定法」第2条において、「男性と男性の間、または男性と女性との異常な性交」と定義されている。一方、三つ目の州であるケランタン [Kelantan] (マレーシア北東部) では、2015年第13号制定法「シャリア刑法 (II) (1993) 2015」第14条に基づき、ソドミー罪を犯している。男性が他の男性と肉体的性交を行うこと、または男性が女性と肛門性交を行うこと」と定義している。女性間の性的関係を犯罪とする「ムサハカ」罪の定義においても、これらの犯罪の定義の違いが明らかである。」

「さらに、いくつかの州では、「自然の秩序に反する」性交が犯罪とされている。これらの犯罪には、最高5,000リンギット (1,236米ドル) [800ポンド [注13]] の罰金、3年以下の禁錮刑、および鞭打ち刑が科される。」 [注13]

7.2.4 アジア太平洋女性リソース・リサーチセンター (ARROW) は、マレーシア・クアラルンプールに拠点を置く現地の非営利女性団体 [注14] であり、2021年1月26日に「モニタリング報告書：マレーシアにおけるLGBTIQ+の権利」を発表した。本調査は、2018年から2020年までの経験と出来事に関する情報を収集し、そのうち17件のインタビューを実施した。インタビュー対象のうち13件は、LGBTIQの人びとにサービスを提供する人権擁護者または地域コミュニティ団体であった。報告書は次のように指摘している。

「クアラルンプール (マレーシアの首都) 1997年シャリア刑法 (連邦直轄地域法) 第25条は、リワット (男性間の性的関係) を犯罪としている。第26条は、ムサハカ (女性間の性的関係) を犯罪としている。第28条は、男性が女性を装う行為を犯罪としている。…」

「ペラ [Perak] (マレーシア北西部の州) 1992年 (シャリア) 犯罪条例の第53条はムサハカ (女性間の性的関係) を、第55条は男性による女性装束を犯罪としている。…」

「2001年テレンガヌ [Terengganu] (マレーシア東海岸の州) シャリア刑事犯罪 (タクジール) 条例第30条は、ムサハカ (女性間の性的関係) を犯罪とし、第33条は男性が女性を装うことを犯罪としている。」 [注15]

7.2.5 アウトライト・インターナショナル、トロント大学シチズン・ラボ及びオープン・オブザバトリィ・オブ・ネットワーク・インターフェアランス (OONI) による2021年8月10日付の共同報告書は、次のように指摘している。「マレーシアでは、…現在、異なる性別の人物に『なりすます』行為が罰則対象となっている。2008年、国家ファトワ評議会が、ファトワ [fatwa] (法学意見) を発布し、「男の子のような振る舞い」と女性同士の性的関係はイスラム教において禁じられた行為であると宣言した。」 [注16]

7.2.6 ILGA は、2020年9月に発表した報告書「トランスジェンダー法制度マッピング報告書：法による承認」(2019年)において、シャリア法に関して次のように指摘した。

「マレーシア州の多くでは、タシャブフ [tasyabbuh] (例えば、「男性が女性を

装うこと」や「女性が男性を装うこと」を犯罪としている。5つの州では、「いかなる公共の場所においても、男性が女性の服装を着用し女性を装うこと」を禁止している。9つの州では「いかなる公衆の場においても、不道徳な目的で男性が女性の服装を着用し女性を装うこと」を禁止している。少なくとも3つの州では、「女性が公衆の場で男性の服装を着用し男性を装うこと」を禁止している。罰則は、1,000 リンギット（約 160 ポンド [注 17]）から 5,000 リンギット（約 160 ポンド [注 18] ～800 ポンド [注 19]）の罰金および3年以下の禁錮刑に及ぶ。[注 20]

7.2.7 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は、2022年8月10日付け報告書『『自分を変えたくない』：マレーシアにおける LGBT への転換療法、差別及び暴力』において次のように述べている。「マレーシアの州シャリア法は、合意に基づく同性間の性的関係のほか、性自認の不一致（ジェンダー・ノンコンフォーミティ）に対して鞭打ち刑を認めており、LGBTの人々を差別する同国における数多くの法律・政策の一つとなっている。州シャリア法は、州のイスラム宗教局によって施行され、マレーシア人口（3400万人 [注 21]）の約60%（2,050万人）を占めるイスラム教徒にのみ適用される。」[注 22]

7.2.8 HRW 報告書はさらに、次のように指摘している。「各州および連邦直轄地域（クアラルンプールとプトラジャヤで構成）も、イスラム教徒に対して適用可能な独自のシャリア刑事犯罪条例を制定している。シャリア条例の明示の目的は、「イスラム教の教義に対する犯罪」を規制することである。ほとんどの州では、シャリア法は女性間および男性間の合意に基づく同性間の行為、ならびに性自認への不一致を犯罪としている。…」

「…1985年から2019年にかけて、マレーシアのすべての州および連邦直轄地域が、シャリア刑法を制定した。これには「男性が女性を装う行為」または「女性が男性を装う行為」を犯罪とする条項が含まれている。これにより、マレーシアは、トランスジェンダーの人々を明示的に犯罪化する世界でも数少ない国の一つとなった。最も近時では、2019年にヌグリ・スンビラン [Negeri Sembilan] 州が法を改定し、「女性が男性を装う」行為を新たな犯罪として追加すると同時に、罰則を強化した。同州では従来、「男性が女性を装う」行為のみが犯罪とされていた。2008年から2010年にかけて、7つの州が「ペンキッド [pengid]」（大まかな訳として、「おてんば娘」や「男勝りな女性」）に対するファトワ（法学意見）を發布した。これらにおいて、「男性的な外見や身振り」あるいは「男性的な性的本能」を持つ女性はイスラム教で禁じられていると宣言されている。

…シャリア裁判所は、…3年以下の禁錮刑、5,000 リンギット（1,559 米ドル） [800 ポンド [注 23]] 以下の罰金、および6回以下の鞭打ち刑を科すことができる。」[注 24]

7.2.9 マレーシアの人権団体「スアラ・ラヤット・マレーシア (SUARAM)」[注 25] は、2023年マレーシア人権報告概要において次のように述べている。

「2023年現在、少なくとも53の州シャリア法が、性的指向・性自認 (SOGIE) および成人間の合意に基づく性的行為を理由に、LGBTを犯罪化している。この

うち 8 つの法は、2019 年から 2022 年にかけてネグリ・センビラン [Negeri Sembilan] 州、ケランタン [Kelantan] 州及びトレンガヌ [Terengganu] 州で導入された。…さらに、ファトワ (法学意見) やガイドライン等の措置により、LGBT の表現、自己決定権、医療や宗教的な空間へのアクセスおよび公的空間の活動などが規制・禁止されている。」 [注 26]

7.2.10 2023 年 5 月 15 日公表の米国国務省の国際宗教自由報告書 2022 年版は、次のように指摘している。「シャリア法下では、すべての州で鞭打ち刑が認められている。鞭打ち刑 (場合によっては禁錮刑と併科) の対象となる犯罪には、合意に基づく同性間の性的関係や売春が含まれる。」 [注 27]

7.2.11 フリーダムハウス (FH) は、「世界の自由度 2023 年」報告書で次のように指摘している。「一部の州では、シャリア法に基づき、イスラム教徒に対して独自の刑罰を適用している。トランスジェンダーの人々も、州レベルのシャリア法の下で処罰される可能性がある。」 [注 28]

7.2.12 米国国務省の 2023 年版報告書は、次のように記している。「連邦法および州シャリア規定のいずれにおいても、あらゆる同性間の性的行為は違法である。…州イスラム宗教局によって施行され、イスラム教徒のみに適用される州シャリア規定では、合意に基づく同性間の性的関係や「男性が女性を装う」罪などの行為に対して鞭打ち刑を認めている。」 [注 29]

…

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

## イ DFAT [「出身国情報報告 マレーシア \(2024年6月24日版\)」](#)

**シャリア (イスラム宗教法)**

3.40 マレーシアには二つの法体系が存在する。連邦レベルで施行されるコモン・ローと、州レベルで施行され管轄区域によって異なるイスラム宗教法 (シャリア、またはシャリアとも表記) である。2019 年 6 月、イスラム教務大臣府は、全国イスラム教務評議会が全州におけるシャリア刑法の標準化案に合意したと発表した。統一シャリア刑法は、現行規定の改正に加え、「シャリア刑事犯罪 (連邦直轄区) 法 (1997 年)」への新規条項追加により制定される見込みである。本稿執筆時点では、立法上の変更は発生していない。法制度も参照のこと。

3.41 イスラム教徒を規律する家族法及び個人法、並びに宗教的犯罪に関する法律は、州レベルで公布される (家族法参照)。国会は、連邦直轄地域におけるこれらの事項についてのみ立法権を有する。立法機関による規則が制定されたことのない特定の地域に存在する慣習法 (アダット [adat]) も、マレーシアにおいて適用され得る。

3.42 シャリアに基づき州が審議する事項は、相続、婚約、結婚、離婚、養子縁組、後見、モスクその他のイスラム礼拝所の認可、ならびにイスラム法及びマレー慣習に関する事項の決定に関わる。連邦政府は、国家イスラム開発局 (JAKIM) お

よび国家ファトワ評議会（NFC）を通じて、全国的な裁定を下し、州の宗教部門に指導を提供する。クアラルンプールにある NFC は、国王および州首長会議の権限の下で運営されている。マレーシアには、大マフティは存在せず、NFC はマレーシア 14 州（クアラルンプール連邦直轄区及びラブアン州を含む）を代表する州マフティで構成される。NFC の主な機能は、州マフティが発布する様々なファトワ（公認機関が発行するイスラム宗教法の解釈）を標準化し、国家的な関心事項が生じた際にこれに対応することである。

3.43 イスラム教における慣行の可否が疑わしい場合、国家宗教当局はファトワを発布して問題を解決する。ファトワは「電子タバコの使用」から非イスラム教徒との取引に至るまで多様な主題について発出されている。シャリアは、「イスラム教を信仰する者」にのみ適用される。しかしシャリアの施行は、特に宗教改宗や家族問題に関わる事柄において、非イスラム教徒に影響を及ぼすことがある。例えば、相続問題においては、非イスラム教徒の親族よりもイスラム教徒が優先されることがある。

...

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

ウ 国連人権理事会「[マレーシア：国際連合人権高等弁務官事務所作成の資料集編](#)」（2023年11月13日）

**B. 特定の者ら又は集団の権利**

...

**6. レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックスの人びと**

96. 国連カントリーチームは、刑法が合意に基づく同性間の性的関係を犯罪とし、20年の禁錮刑と強制的な鞭打ち刑を科すと述べた。[注96]

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

エ ILGA「[逮捕に晒されるアイデンティティ、第2版](#)」（2023年12月）

**マレーシア**

**刑事罰規定**

刑法（1997年）第377A条は、男性間の同性愛行為を犯罪とし、20年以下の禁錮刑及び鞭打ち刑に処すとしている。同条は、「自然の秩序に反する性交」の行為者を「他人の肛門または口腔へ陰茎の挿入することにより、他人と性的関係を持った者」と定義している。第377B条は、「自然の秩序に反する性交を自発的に行った者は、20年以下の懲役に処し、かつ鞭打ち刑に処する」と規定している。第377D条は、「公衆の場または私的な場で、他者に対する著しくわいせつな行為を自ら行い、またはその実行を教唆し、あるいは他者にその実行を促し、もしくは促そうと

した者は、2年以下の禁錮刑に処す」と規定している。[注 423]

…

「わいせつ行為」を禁止する軽犯罪法（1955年）は、法律上「わいせつ行為」が定義されていないため、当局が性的指向・性自認（SOGIE）の地位を推定して人々を恣意的に逮捕することにも利用されていると報告されている。[注 425]

連邦レベルでの刑事罰に加え、マレーシアの各州も地方立法を制定する権限を有するが、連邦法と重複または矛盾しない範囲に限られる。現在、合意に基づく同性間の性的行為は、各州の様々なシャリア規定の下で、程度の差はあるものの刑事罰の対象となっている。また、マレーシアの13州のそれぞれにおいて、「女性を装う」ことや「不道德な目的」での女装を禁止する規定により、多様な性自認や性表現も事実上犯罪化されている。[注 426]

また、マレーシアにおける性別に関する制限的な二元論的文脈において、リワット〔*liwat*〕（ソドミー）を規定する法律はトランス女性にも適用され、ムサハカ〔*musahaqah*〕（女性間の性的関係）を規定する法律はトランス男性にも適用される点に留意すべきである。さらに、マレーシアの各州では、個々の州シャリア法に基づき、同性間の性的関係が犯罪化されている。これらのシャリア法は、イスラム教徒のみに適用される。マレーシアでイスラム教徒の両親から生まれた者は、自動的にイスラム教徒として登録され、この身分は地方身分証明書に記載され、変更することはできない。したがって、シャリア法は、実際にイスラム教を実践しているか否かに関わらず、常に適用されることになる。[注 427]

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

オ [国際法律家委員会「コロンビア、南アフリカ及びマレーシアにおける性的指向および性自認／性表現に基づく、見えざる・孤立した・無視された人権侵害」](#)  
(2021年)

…例えば、ペリス〔*Perlis*〕（マレーシア北西部の州）における「リワット」は、1991年シャラク制定法〔*Syarak Enactment 1991*〕の1993年第4号制定法第2条において、「男性間または男性と女性間の肛門による性交」と定義されている。これに対し、ケダ〔*Kedah*〕（マレーシア北西部の州）における「リワット」の罪は、1988年第9号制定法「1988年シャリア刑法制定法」第2条において、「男性と男性の間、または男性と女性の間、または女性と女性の間、または男性と女性との異常な性交」と定義されている。一方、三つ目の州であるケランタン〔*Kelantan*〕（マレーシア北東部）では、2015年第13号制定法「シャリア刑法（II）（1993）2015」第14条に基づき、ソドミー罪を犯している。男性が他の男性と肉体的性交を行うこと、または男性が女性と肛門性交を行うこと」と定義している。女性間の性的関係を犯罪とする「ムサハカ〔*musahaqah*〕」罪の定義においても、これらの犯罪の定義の違いが明らかである [注 344]。

注 344 例えば、トレンガヌ州〔*Terengganu*〕における「ムサハカ」罪の定義は、

女性間の性的関係を意味し、「ムサハカを犯した女性」と定義される行為に対しては、5,000 リンギット (1,300 ドル) 以下の罰金、3 年以下の禁錮刑、6 回以下の鞭打ち、またはこれらを組み合わせた刑罰が科されると、2001 年第 7 号制定法「シャリア刑犯 (タキズル/*Takzir*) (トレンガヌ州) 2001 年条例」第 30 条において定義されている一方で、1988 年第 9 号制定法「シャリア刑法 1988 年条例」第 15 条においては、同行為を「故意に他の女性とムサハカ (同性愛行為) を行った女性は、罪を犯したものとみなされる」と規定し、500 リンギット (100 米ドル) 以下の罰金または 4 か月以下の禁錮刑、もしくはその両方に留まるとされている。意図の違い及び「故意に」という用語に留意されたい。

※ 本文部分は、前記アの英国内務省 CPIN で引用されている。

(2) 性的／ジェンダー・マイノリティ、特にレズビアに対する法制度の運用、実際のケース

ア 英国内務省「[国別政策及び情報ノート マレーシア：性的指向と性自認又はジェンダー表現、2.0 版](#)」(2024 年 7 月)

8.2 ゲイ、バイセクシュアル男性及びインターセックスの人々の取扱い

...

8.2.3 日経アジアレビューは、2019 年 11 月に次のように報じた。「…摘発は、主にイスラム教当局によって行われており、その対象はマレーシアの二重法制度下でシャリア法と民事法の双方に服するイスラム教徒である。弁護士兼人権活動家のシティ・カシムは、「トランスジェンダー女性はシャリア法廷で一貫して有罪判決を受けてきた」と述べたが、ゲイの人々が有罪判決を受けたのは最近まで「一度もなかった」と述べている [注 64]。

...

8.2. ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2022 年 8 月 10 日の報告書で次のように指摘している。「警察と宗教当局は、しばしば共同作戦を実施しており、2018 年 8 月のクアラルンプールにあるゲイバー「ブルーボーイ・ディスコテーク・パブ」への強制捜査がその一例である。連邦直轄地域イスラム宗教局 (JAWI) の宗教執行官は、20 人の男性を逮捕し、イスラム教に基づく「カウンセリング」を命じた。」[注 70]

8.2.8 米国国務省の 2023 年報告書は、2022 年報告書 [注 71] の情報を繰り返しつつ、次のように指摘した。「監視団体は、LGBTQI+の人々に対する暴力が一般的であり、警察が時に拘禁中の者を含む者に対してそのような暴力を加え、それを容認していると報告した。」[注 72] 米国国務省は、こうした取扱いの規模や程度について詳細を明らかにしなかった。

...

※ 脚注の詳細は、後記参照情報又は原文をご覧ください。

### 8.3 レズビアンの取扱い

- 8.3.1 2021年のDFAT マレーシア出身国情報報告書は、次のように述べている。  
 「2018年9月、トレンガヌ〔Terengganu〕州のシャリア裁判所は、性的関係を持つとうとしたとして有罪判決を受けた2人の女性に、鞭打ち6回と罰金3,300マレーシアリングギット（MYR）（1,045豪州ドル）〔550ポンド〕〔注75〕を言い渡した。鞭打ち刑は、法廷内で100人の証人の前で執行されたが、これは2010年以降のLGBTI関連事件において初めて言い渡された刑罰であったと報じられている。」〔注76〕
- 8.3.2 同事件に関連し、2022年8月のHRW報告書は、「裁判所は、〔2018年〕9月3日、公開の場で鞭打ち刑を執行した。あるトレンガヌ州当局者は、報道陣に対し、『社会への戒めとするためだ』と語った。」と述べている〔注77〕。
- …

※ 脚注の詳細は、後記参照情報又は原文をご覧ください。

## イ DFAT 「[出身国情報報告 マレーシア（2024年6月24日版）](#)」

### 性的指向と性自認

- 3.126 保守的なイスラム国家であるマレーシアは、一般的にLGBTQIA+のアイデンティティや行動に対して不寛容である。マレーシアでは、年齢や同意の有無にかかわらず、成人同士の同性間の性行為は違法である。マレーシア刑法は「自然の秩序に反する肉体的性交」を、他者の肛門または口腔への陰茎の挿入（挿入に至る行為）と定義している。男性に対する異性間オーラルセックスも犯罪となるが、DFATはこの行為による起訴の事例を把握していない。女性に対するオーラルセックスは犯罪とはならない。
- 3.127 マレーシア全土では、LGBTQIA+の様々な行動を犯罪とする52の法律が存在する。これらの法律に基づく起訴が行われており、刑法第377A条／第377B条（不自然行為）では、鞭打ち刑および20年以下の禁錮刑が科される。多くの州レベルのシャリア法は、同性間の性的関係や不道徳な性表現を禁止している。2021年2月、連邦裁判所9名の判事からなる合議体は、セラングール〔Selangor〕州の「自然に反する性行為」を犯罪とするシャリア法を全員一致で違憲と宣言した。これにより、連邦法は有効だが、同性間の性的行為を禁じる州法は無効となる。国内情報源によれば、過去5年間で3つの州がLGBTQIA+関連の新規シャリア法を導入したと2022年に報告されている。
- 3.128 マレーシア政府のLGBTQIA+問題に関する姿勢は、国内の全ての人々に適用されるが、その影響は、LGBTQIA+のアイデンティティの表明はシャリア法と刑法の両方における犯罪を構成するため、マレー系イスラム教徒にとってより顕著である。これらの法律は、男性による女装および／または女性としての振る舞いを禁止し、場合によっては女性による男装および／または男性としての振

る舞いも禁止している。

3.129 マレーシアの歴代首相は、LGBTQIA+に対する否定的な発言を繰り返してきた。直近では2023年1月、アンワル首相が「LGBTQIA+のアイデンティティや行動様式を認めることは決してない。神のご加護のもと、当職の政権下では決して起こらない」と述べた。現地情報源は外務貿易省に対し、アンワル政権下でもLGBTQIA+の人々の環境は改善されていないと伝えた。

3.130 JAKIM（マレーシアイスラム宗教局）およびその他の州レベルの宗教当局は、LGBTQIA+関連のイベントに対してしばしば強制捜査を実施している。2022年10月30日には、RMP（マレーシア王立警察）と連邦直轄地域イスラム宗教局（JAWI）が、クアラルンプールで開催されたハロウィーンイベントを急襲し、LGBTQIA+コミュニティのメンバーら少なくとも20人を逮捕した。マレーシアのNGO「ジャスティス・フォー・シスターズ [Justice for Sisters]」は、2022年、24名が、男性が女装したこと、「不道徳を助長した」こと、および公衆の場での「わいせつ行為」の罪状で捜査対象となっていると報告した。州当局者は、私有地への強制捜査を実施しており、しばしばRMP（マレーシア王立警察）隊員が同行している。一部の国内情報源は、当局が恐喝や脅迫による収入源としてこうした強制捜査を行っていることを報告している。

3.131 LGBTQIA+コミュニティのメンバーは、連邦法ではなく州ベースのシャリア法に基づいて起訴されるのが一般的である。2018年9月、トレンガヌ [Terengganu] 州のシャリア裁判所は、レズビアン性の行為を行った罪で有罪判決を受けた2人の女性に、6回の鞭打ち刑と3,300リンギット（約1,100豪ドル）の罰金を言い渡した。法廷内で100人の証人の面前で行われたこの鞭打ち刑は、2010年以降でLGBTQIA+関連事件で初めて言い渡された刑罰であった。こうした犯罪の捜査は、比較的頻繁に行われ、起訴事例も存在するが、有罪判決に至るケースは稀である。

...

#### レズビアン

3.138 マレーシアにおいて、レズビアンやクィア女性は、LGBTQIA+コミュニティの他のメンバーと比べると、はるかに目立たない存在である。マレーシアにおけるLGBTQIA+の活動は、HIVが政府の関与が「許容される」唯一の課題と見なされることが多かったため、歴史的にHIVに焦点を当ててきた。したがって、レズビアンやクィア女性を支援するNGOは、存在感が薄く、資金も不足している。レズビアンに対する強制的な異性婚は、特にサバ州で広く行われている。こうした結婚状態にあるレズビアンは、特にイスラム教徒の場合、自身の性的指向を表明せずに離婚をすることが極めて困難である。農村部では、文化的偏見から家族がレズビアンを自宅に閉じ込める事例もある。イスラム教徒の女性の場合、シャリア法が女性間の性的行為を犯罪化しているため、レズビアンの取扱いはさらに厳しい。国内情報源によれば、2022年初頭の2か月間だけで、4件のシャリア法違反によるイスラム教徒女性の逮捕が報告されている。シャリア法違

反はイスラム教徒女性にのみ適用されるが、当局との関係を損なうということで、非イスラム教徒のレズビアンにも大きな影響を及ぼす。

...

### 国家イスラム教局

5.9 宗教執行官（現地では宗教警察として知られる）は、各州で適用されるシャリア法に基づき様々な権限を有する。宗教執行官は、わいせつな服装、飲酒、禁書販売、異性との近接接触など様々な理由により個人を拘束し、シャリア裁判所に提訴することができる。州レベルのシャリア法は様々な罰則を定めている。州の宗教執行官は非ムスリムに対して管轄権を持たないものの、その広範な権限により、例えばイスラム教の服装規定に従わざるを得ないと感じるなど、非イスラム教徒にも直接的な影響を及ぼし得る。

...

## ウ ILGA「[逮捕に晒されるアイデンティティ、第2版](#)」（2023年12月）

### 法の執行の概要

2000年から2023年にかけて、ILGA ワールドは少なくとも38件の刑事処分の事例を特定している（その大半はトランスジェンダー女性および女性的なジェンダー表現を持つ人々に対するものである）。しかし、複数回の逮捕を主張する5人のトランスジェンダー女性だけからの報告（ILGA ワールドが個別事情を細分化できなかったもの）を含めると、同期間における既知の事例数は、111件から123件に急増する。このような少数グループによる追加事例の膨大な数を考慮すると、性的指向・性自認に基づく刑事執行の件数は報告されている数よりもはるかに多いと言われている。実際、司法長官府およびマレーシア王立警察の統計によれば、2010年から2014年だけで刑法第377B条に基づき起訴された事件は、合計171件に上る。[注428]

マレーシアでは、憲法第121A条に規定される通り、二重司法制度が実施されている点に留意することが重要である。このため、多様な性的／ジェンダー・アイデンティティは、連邦法（刑法）の下で犯罪化されるだけでなく、13州それぞれが独自の犯罪規定を施行しているシャリア法制度の下でも犯罪化される。2023年現在、少なくとも52の州レベルのシャリア法が、性的指向、性自認または性表現を理由に、様々な程度で個人を明示的に犯罪化している [注429]。これらの地域の規定による処罰の制限は、連邦レベルの「シャリア裁判所（刑事管轄権）法（1965年）」で定められている。しかし、2020年、2021年、2022年に、複数の政府関係者が、同性間の性的行為に対する刑罰を強化する同法改正法案が起草中であることを示唆した [注430]。このような法改正が成立した場合、地方政府は、現行の州レベル法が同法で定められた上限を超える刑罰を執行する権限を得る。実際、これにより、ケランタン [Kelantan] 州やトレンガヌ [Terengganu] 州などの州では、「ソドミー」が死刑の対象となる可能性がある。現状では、第355号法が定める

刑罰の上限は、3年以下の禁錮刑、罰金、鞭打ち6回、またはこれらの刑罰の組み合わせである [注 431]。

州ファトワ委員会からも様々なファトワ（宗教的裁定）が発出されており、マラッカ [Malacca]、ケダ [Kedah] 及びペラ [Perak] などでは、官報に掲載され法的効力を有するものもある [注 432]。シャリア法とファトワは、イスラム教徒にのみ適用されるが、非イスラム教徒も「道德警察」の対象となっている。娯楽施設への警察の摘発時には逮捕の対象となり、「公共の場で秩序を乱す行為と非難される可能性のある、女装して路上を徘徊する」行為でも逮捕される。非イスラム教徒のトランスジェンダー女性は、1955年若年犯罪法第21条に基づき「わいせつな」行為で起訴される可能性もある [注 433]。

...

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

以下は、同報告書マレーシア・セクションの「法執行の事例」より、レズビアンに関係する部分を抜粋したものです。

#### 法の執行の事例

...

2014年9月1日、ジョホールバルで、2人の女性が、ジョホール州イスラム宗教局によるホテルへの家宅捜索の際に逮捕された。当局は、逮捕時に1人の女性が裸であり、客室に性玩具があったことを根拠に同性間性的行為の疑いで身柄を拘束したと主張したが、この事件を支援する人権擁護団体は、しばしば有罪判決の要件となっている、主張されている同性間行為を目撃した証人が存在しないとして無罪を訴えた。彼女らの命運は、現在も不明である。[注 461]

2018年8月12日、トレンガヌ州のシャリア裁判所は、同性間性行為を行った罪を認めた女性2名に対し、それぞれ鞭打ち6回および罰金3,300リンギット（当時805米ドル）の判決を下した。宗教当局は、同年4月、彼女らが車内で性行為を「試みた」と認定した。人権団体やマレーシア人権委員会からの抗議に対し、トレンガヌ州執行評議員は「政治家でさえも、裁判所の判決に干渉する権利は誰にもない」と述べた。9月3日、女性らは鞭打ち刑を受けた。これはトレンガヌ州の体罰規定が同性間の行為に対して適用された初めての事例である。[注 472]

...

2019年3月8日、フェミニストのグループが国際女性デーを記念し、クアラルンプールの街中で行進を行った。この行進ではLGBTの参加が顕著で、レインボーフラッグや横断幕が目立ち、一部の政府関係者がこれを違法集会と宣言する事態となった。その後9日間にわたり、行進の演説者および主催者9名が「平和的集会法」および「扇動法」に基づき事情聴取のため召喚されたが、検察当局は後に起訴を見送った。[注 474]

...

2021年6月、首相は議会に対し、多様な性的指向や性自認を持つ1,733人が「正しい道へ戻す」ため、イスラム開発省が運営する「更生キャンプ」へ送致されたと報告したと伝えられている。ただし、収容されたほぼ全個人の詳細は依然として不明である [注 482]。実際、2019年には、現地活動家がILGA ワールドに対し、「物腰が柔らかい」者や「男らしさに反する服装をする」者は、行動や性的指向を変えるために「転換キャンプ」への参加を強制されていると報告している [注 483]。

…

2022年1月と2月、ケランタン州では2019年制定のケランタン州シャリア刑法施行令の発効に伴い、少なくとも70名が逮捕された [注 484]。出版時点では、被害者の大半の詳細は、依然として不明である。

…

2022年9月28日、ある「ペンキッド」（男勝りな女性、出生時に女性と割り当てられたが男性として振る舞う者）の家族が、当該者が聖地メッカ巡礼中に伝統的な男性服を着用した写真が撮影された件について、ペラ州イスラム宗教局（JAIPk）と法廷外和解に達したと報じられた。家族側は、被告が正式な処罰を受ける代わりに「カウンセリング」を受けることに同意した。JAIPk の責任者はメディアに対し、「もし故意に繰り返し違反が確認された場合、当然ながら厳格な措置が取られる」と述べた。 [注 487]

…

2023年6月、バリックプラウの宿泊施設で2人の女性が結婚の申し込みを行い「愛情表現をしていた」とされる写真がソーシャルメディアで拡散した。これを受けペナン州イスラム宗教評議会（MAINPP）が調査を開始した。MAINPP 議長はメディアに対し、「拡散されている写真の信憑性を確認するため追加情報を収集する。事実であれば、規定の法律に基づき措置を講じる」と述べた。 [注 489]

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

エ アジア太平洋女性リソース・リサーチセンター（ARROW）[「モニタリング報告書：マレーシアにおけるLGBTIQ+の権利」](#)（2020年）

**調査結果**

1. LGBTIQ の者を犯罪化する法律は、LGBTIQ の者に体系的かつ直接的・間接的な影響を及ぼしている。特に医療へのアクセス、雇用及び自己受容などの分野に影響を与えている。マレーシアでは、「自然に反する性行為」が連邦および州のシャリア法の下で犯罪化されている。州シャリア法はさらに、「非シスジェンダーの性自認およびシス規範的な性表現」ならびに同じ性別・ジェンダーの者同士の性行為も犯罪化している。その他の法律、特に売春勧誘罪も、LGBTQ の人々に対して不均衡に適用されている。

インタビューやその他の記録によれば、クアラルンプール、ペラ〔Perak〕州及びトレンガヌ〔Terengganu〕州において、性的指向、性自認、性表現、合意に基づ

く性行為を直接犯罪化する様々な法律、あるいはその他の法律に基づき、LGBTQの人々に対する家宅捜索、監視、逮捕、拘禁及び起訴が行われている事例が確認されている。一部の摘発は「拡大する LGBT イデオロギーを抑制する」目的で実施されている。[注 1]

一部の事例では、残虐な、拷問に相当する取扱いのほか、品位を傷つける取扱いに相当する厳しい処罰が科された。特にトレンガヌ州 [注 2] とセランゴール [Selangor] 州 [注 3] における性交未遂事件 2 件では、罰金や鞭打ちを含む重罰が抑止力として機能したと見なされている。[注 4]

性労働を理由としたトランスジェンダー女性の逮捕事例は、インタビューやその他の記録を通じて多数報告・収集された。トランス女性は雇用差別が深刻化しており、その結果、性労働を含む限られた雇用選択肢しか残されていない。この差別は、トランス女性の犯罪化によってさらに悪化することが多い。

一方、犯罪化の間接的影響は、自身の性別が暴露されることへの深い恐怖として現れ、サービスへのアクセス、機会、情報へのアクセスなど、他の権利にも影響を及ぼしている。

#### 逮捕及び訴追の動向

GR (インタビュー対象者の一人) は、シャリア法が「リワート [liwat] (同性愛行為)」や「悪徳の助長」などの条項を根拠に逮捕を行う現在の傾向を指摘した [注 82]。実際、2018 年から 2020 年にかけて、連邦および州のシャリア法に基づく性関連事件が、メディアやコミュニティネットワークを通じてより多く報じられている。2019 年には、大臣と政治秘書が関与した注目事件で、両名は第 377D 条 (公然わいせつ) に基づき捜査を受けた [注 83]。その後、捜査は取り下げられた。

3 州の中で、トレンガヌ州は州シャリア法の各種条項に基づく逮捕件数が最も多かった。

GR はまた、トランスジェンダー女性が特に複数の形態の犯罪化に直面していると指摘した。

「民法上、性労働者を規制する法律が存在します。LGBTIQ の人々を犯罪化すると明記されてはいませんが、この法律 (372B 条) で逮捕される者の多くは当該コミュニティに属しています。」 [注 84]

刑法第 372B 条は、「売春またはその他の不道德な目的」のための性行為の勧誘を犯罪とし、「1 年以下の禁錮刑、罰金、またはその両方を科す」と規定している。

...

#### クアラルンプール

...

2018 年から 2020 年にかけて、連邦直轄地域のシャリア法に基づく逮捕事例は、

メディアで報じられたものも、本調査のインタビューを通じて記録されたものもなかった。しかし2020年7月、宗教相はJAWIに対し、更生目的でトランスジェンダーの人々を逮捕する完全な権限を与えた。[注97]

複数の市民団体は、この発言が憲法および人権の侵害であることへの懸念と失望を表明し、大臣がマフティ（宗教指導者）在任中にトランスジェンダーコミュニティとの対話で積み上げてきた努力を損なうと指摘した[注98]。さらに、この発言以降、トランスジェンダーコミュニティは個人の安全・安心・福祉について強い懸念を抱いている[注99]。

さらに、トランスジェンダーの女性セックスワーカーが、特に、おとり捜査にかけられ、刑法第372B条（売春の勧誘）に基づき、逮捕・拘禁されるケースが相次いでいる。

2018年8月、クアラルンプールにある有名なゲイクラブが摘発されたと報じられている。これは警察、クアラルンプール市庁（DBKL）、連邦直轄地域イスラム宗教局（JAWI）及び国家麻薬対策庁（AADK）による合同作戦であった。地域省事務次官は、当該地域に深刻な薬物依存問題があると述べたが、連邦直轄地域大臣のハリド・サマドは、LGBT「文化」の拡散を抑制するために行動したと説明した[注100]。

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

## 2. その他の関連情報

### ア 英国内務省「[国別政策及び情報ノート マレーシア：性的指向と性自認又はジェンダー表現、2.0版](#)」（2024年7月）

#### 概要

マレーシアは、文化的・宗教的に保守的な国である。憲法は、性的指向、性自認及びジェンダー表現に基づく差別を特に保護していない。同性間の性行為は、マレーシア全土の刑法や、イスラム教徒に適用される州のシャリア法に基づき、様々な罪状の適用を通じて犯罪化されている。刑法に基づく犯罪で訴追されたレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、インターセックス（LGBTI）の人びとの人数に関する入手可能なデータはないが、情報源は訴追はまれであると考えている。一般的に、LGBTIの人々が刑法の下で訴追される危険があるとは言い難いが、もしそれが適用されるならば、不当かつ差別的といえよう。

LGBTIの人々は、嫌がらせ、恣意的な逮捕や拘留に直面し、また、警察は、拘禁中も含め、個人に対する暴力を加えたり、暴力を容認したりすることがある。

一般的に、LGBTIの人びとは公的な差別に直面しているが、国家主体による取扱いは、その性質および／または繰り返し、あるいは迫害に相当するほど重大な様々な措置の累積によって、十分に重大なものではない。

国家主体によって迫害に相当する取扱いを受ける現実的な危険があることを証明できる見込みのある者は以下の通りである：

- シュアリー法で訴追される見込みのある、同性間の性行為の罪に問われているイスラム教徒の LGBTI の者
- 自身の性自認をオープンにしているトランスの者（特にイスラム教徒）
- 転向療法（CTP）を強制される可能性のある者

社会的な態度は、イスラム教徒の間で同性関係に否定的な見方があり、LGBTI の問題に関連する強い社会的タブーがあることを意味する。LGBTI の者は、差別、スティグマ、脅し及び暴力に直面し、その中には家族からの性的暴力も含まれる。都市部に住む高学歴で裕福な LGBTI の人々は、家族や友人に自分の性的指向を隠す必要があまりない。

トランスジェンダーの者に対する暴力は十分に報告されていない。トランスジェンダーの人びとは、トランス嫌悪により、公的な雇用の機会が制限され、医療を受けることが困難である。

一般的に、LGBTI の人びとが社会的差別に直面する一方で、この取扱いは、その性質および／または繰り返しによって、あるいは様々な措置の累積によって、迫害に相当するほど重大なものではない。

自身の性自認をオープンにしているトランスの者は、非国家主体による迫害に相当する取扱いを受ける危険があるかもしれない。しかし、これはその者の社会経済的地位、宗教および地理的な位置によって異なるということが出来る。

一般的に、国家は効果的な保護を提供することはできるが、その意志はない。

クアラルンプール (KL) は、LGBTI に対してより寛容であると考えられており、一般的には移住するのが合理的であろう。

## イ DFAT「[出身国情報報告 マレーシア \(2024年6月24日版\)](#)」

### LGBTQIA+の「転換療法」

3.132 連邦および州レベルの当局は、性的指向や性自認を変えることを目的とした、いわゆる「転換」または「再教育」プログラム（転換療法とも呼ばれる）を推進してきた。これらのプログラムは、主にイスラム教徒を対象としているが、キリスト教徒も対象となっている。米国国務省によると、2021年6月時点で少なくとも1,733人がこうしたプログラムに参加した。国内情報源によれば、転換プログラムは、「裁判所命令によるものではない」という意味で「自発的」とされているが、実際には当局や地域社会によって参加を強制されるケースが多い。複数の情報源によると、トレンガヌ [Terengganu] 州政府は、2010年以降、ベスット [Besut] で10代男性向けの「再教育ブートキャンプ」あるいは「行動矯正プログラム」を運営しており、「女々しい」とみなされた少年らは身体訓練や宗教・動機付けの授業を受けるために送られる。一方、ヌグリ・スンビラン [Negeri Sembilan] 州宗教局は、州の「LGBTの社会的弊害に対する行動計画2017-2021」の一環として、2日間のキャンプを開催した。

3.133 マレーシアでは、特にイスラム教徒の間で LGBTQIA+の問題はタブー視されている。オンライン上で LGBTQIA+の問題を提起する人々に対するネット上の誹謗中傷は日常的に発生している。NGO「ジャスティス・フォー・シスターズ [Justice for Sisters]」は、2023年、メディアやソーシャルメディアにおける LGBTQIA+の人々への個人情報の暴露（ドクシング）も頻繁に行われていると報告した。

...

#### ウ HRW「[ワールドレポート 2025 - マレーシア](#)」（2025年1月16日）

##### 性的指向と性自認

マレーシアでは、転換療法への資金提供も含み、LGBT に対する国家による差別が依然として蔓延している。連邦法は「自然の秩序に反する性的行為」を、成人同士の合意に基づく同性間の性的行為と解釈し、20年以下の禁錮刑と強制的な鞭打ち刑を科す。州および連邦直轄領のシャリア（イスラム法）は、同性間の性的行為および性自認の不一致の両方を犯罪としている。

3月、ダトク・セリ・サイフディン・ナスティオン・イスマイル内務大臣は、マレーシアは「いかなる LGBTQ のライフスタイルも認めない」と述べ、また、政府は「LGBTQ をテーマとする」映画を引き続き禁止すると述べた。

#### エ 米国国務省「[人権状況報告 2023年 - マレーシア](#)」（2024年4月22日）

**暴力と嫌がらせ：**観察者らによれば、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア及びインターセックス（LGBTQI+）の人々に対する暴力は一般的であり、拘禁中の者に対する暴力も含め、警察がこうした暴力を実行したり容認したりする事例がしばしば見られた。現地の支援団体によれば、投獄されたトランスジェンダー女性は、通常、男性用刑務所で刑期を過ごし、警察官と受刑者の双方から性的及び言語的な虐待を受けていた。

...

**差別：**法律は、性的指向、性自認または性表現、性的特徴に基づく差別を禁止しておらず、LGBTQI+の個人、夫婦または家族を認めていなかった。LGBTQI+の人々は、自身の性的指向を理由に雇用、住宅及び一部の政府サービスへのアクセスにおいて差別を受けたと報告した。政府は同性婚を認めず、LGBTQI+のカップルとその家族に他のカップルと同等の権利を付与していなかった。

...

**非自発的または強制的な医療・心理的処置：**連邦政府は、LGBTQI+個人を対象としたムカヤム [mukhayyam]（リハビリテーション）と呼ばれる収容所に資金を提供した。

10月18日の議会で、首相府のモハド・ナイム・モクタール大臣（宗教問題担当）は、イスラム開発局が他省庁と連携し「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、ト

ランスジェンダーといった倒錯した活動を抑制する」取り組みを進めていると述べた。同氏はさらに、今年度中に 220 名が宗教的指導と健康啓発を提供するムカヤム・プログラムに参加したと付け加えた。政府は、「LGBTQI+の実践は、イスラム社会において容認できない」という立場を「一貫して」堅持していると述べた。

これらの収容所への参加が自発的か強制的かに関する情報はなかったが、LGBTQI+のコミュニティの一部メンバーが自発的に参加したとの事例報告がある。州の宗教当局は、LGBTQI+の人々に、性的指向を「治療」する「転換療法」、「治療」又は「更生」プログラムへの参加を強制したと報じられている。NGO「ジャスティス・フォー・シスターズ [Justice for Sisters]」の共同創設者ティラガ・スラティレは、6月、「マレーシアのLGBTに対する現行の更生・犯罪化アプローチ（通称『正しい道へ戻す』）は、権利にも証拠にも基づいていない」と述べた。

参照：

（報告等）

アジア太平洋女性リソース・リサーチセンター（Asian-Pacific Resource & Research Centre For Women / ARROW）「Monitoring Report : LGBTIQ+ Rights in Malaysia（モニタリング報告書：マレーシアにおける LGBTIQ+の権利）」（2020年）、url : <https://arrow.org.my/wp-content/uploads/2021/01/LGBTIQ-Rights-in-Malaysia-.pdf>

英国内務省「国別政策及び情報ノート マレーシア：性的指向と性自認又はジェンダー表現、2.0版」（2024年7月）、url : <https://www.gov.uk/government/publications/malaysia-country-policy-and-information-notes/country-policy-and-information-note-sexual-orientation-and-gender-identity-or-expression-malaysia-june-2020-accessible>

オーストラリア外務貿易省（DFAT）「出身国情報報告 マレーシア」（2024年6月24日）、url : <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/malaysia-dfat-country-information-report-24-june-2024.pdf>

\_\_\_\_\_ . 「出身国情報報告 マレーシア」（2021年6月29日）

国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス協会（International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association / ILGA）「Our Identities Under Arrest: A global overview on the enforcement of laws criminalizing consensual same-sex sexual acts between adults and diverse gender expressions, second edition（逮捕に晒されるアイデンティティ：成人間の合意に基づく同性間性行為及び多様なジェンダー表現を犯罪化する法律の施行に関する世界概観、第2版）」（2023年12月）、url : [https://ilga.org/wp-content/uploads/2023/12/Our Identities Under Arrest 2023.pdf](https://ilga.org/wp-content/uploads/2023/12/Our_Identities_Under_Arrest_2023.pdf)

- \_\_\_\_\_ . 「State-Sponsored Homophobia 2020（国家が支援する同性愛嫌悪 2020年版）」（2020年12月15日）、url：  
[https://www.ecoi.net/en/file/local/2044751/ILGA\\_World\\_State\\_Sponsored\\_Homophobia\\_report\\_global\\_legislation\\_overview\\_update\\_December\\_2020.pdf](https://www.ecoi.net/en/file/local/2044751/ILGA_World_State_Sponsored_Homophobia_report_global_legislation_overview_update_December_2020.pdf)
- \_\_\_\_\_ . 「Trans Legal Mapping Report: Recognition before the law, 2019, third edition（トランスジェンダー法制度マッピング報告書：法による承認、2019年、第3版）」（2019年）、url：[https://ilga.org/wp-content/uploads/2023/11/ILGA\\_World\\_Trans\\_Legal\\_Mapping\\_Report\\_2019\\_EN.pdf](https://ilga.org/wp-content/uploads/2023/11/ILGA_World_Trans_Legal_Mapping_Report_2019_EN.pdf)
- \_\_\_\_\_ . 「ILGA Database - Malaysia」（2025年11月18日閲覧）、url：  
<https://database.ilga.org/malaysia-lgbti>
- 国際法律家委員会（International Commission of Jurists / ICJ）「Invisible, Isolated, and Ignored Human Rights Abuses Based on Sexual Orientation and Gender Identity/Expression in Colombia, South Africa and Malaysia（コロンビア、南アフリカ及びマレーシアにおける性的指向および性自認／性表現に基づく、見えざる・孤立した・無視された人権侵害）」（2021年）、url：<https://www.icj.org/wp-content/uploads/2021/03/Colombia-SouthAfrica-Malaysia-SOGIE-Publications-Reports-Thematic-reports-2021-ENG.pdf>
- 国連人権理事会「Compilation of information prepared by the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights（マレーシア：国際連合人権高等弁務官事務所作成の資料集編）」（2023年11月13日）、url：  
<https://www.ecoi.net/en/file/local/2102645/G2322366.pdf>
- ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）「ワールドレポート2025 - マレーシア」（2025年1月16日）、url：<https://www.hrw.org/world-report/2025/country-chapters/malaysia>
- \_\_\_\_\_ . 「ワールドレポート2024 - マレーシア」（2024年1月11日）、url：  
<https://www.hrw.org/world-report/2024/country-chapters/malaysia>
- \_\_\_\_\_ . 「ワールドレポート2023 - マレーシア」（2023年1月12日）、url：  
<https://www.hrw.org/world-report/2023/country-chapters/malaysia>
- \_\_\_\_\_ . 「"I Don't Want to Change Myself": Anti-LGBT Conversion Practices, Discrimination, and Violence in Malaysia（「自分を変えたくない」：マレーシアにおけるLGBTへの転換療法、差別及び暴力）」（2022年8月10日）、url：  
<https://www.hrw.org/report/2022/08/10/i-dont-want-change-myself/anti-lgbt-conversion-practices-discrimination-and>
- フリーダムハウス（FH）は、「世界の自由度2024年 - マレーシア」（2024年3月1日）、url：<https://freedomhouse.org/country/malaysia/freedom-world/2024>
- \_\_\_\_\_ . 「世界の自由度2023年 - マレーシア」（2023年3月9日）、url：  
<https://freedomhouse.org/country/malaysia/freedom-world/2023>
- 米国国務省「国際宗教自由報告書2023年：マレーシア」（2024年6月30日）、url：  
<https://www.state.gov/reports/2023-report-on-international-religious-freedom/malaysia/>

回答：マレーシア 2025 年 11 月 19 日

\_\_\_\_\_. 「国際宗教自由報告書 2022 年：マレーシア」（2023 年 5 月 15 日）、url :

<https://www.state.gov/reports/2022-report-on-international-religious-freedom/malaysia/>

\_\_\_\_\_. 「人権状況報告 2023 年－マレーシア」（2024 年 4 月 22 日）、url :

<https://www.state.gov/reports/2023-country-reports-on-human-rights-practices/malaysia/>